

## 徳島県告示第219号

令和4年4月22日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和8年4月21日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年4月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区